

【改訂版】

山北町生涯学習推進プラン

神奈川県山北町

平成30年3月

生涯学習のまちづくり

山北町では、平成 10 年に「ふれあい、学びあい、生きがいのある生涯学習のまちづくり」を基本目標とした山北町生涯学習推進プランを策定し、平成 20 年には基本目標を引き継ぐ中で同プランを改訂し、学習と文化の香り高いまちづくりに努めてまいりました。

近年、少子高齢化や ICT 技術のめまぐるしい進歩によるライフスタイルの変貌や、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、組織体制が変化したことによる軌道修正が求められる時期となりました。

そこで、平成 27 年 8 月教育委員会と十分な意思疎通を図り民意を反映した教育行政を推進するため、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置しました。この総合教育会議では、山北町第 5 次総合計画に基づき教育行政を推進していくため、山北町の教育、学術及び文化振興に関する根本的な方針を定めた「山北町教育大綱」を策定しました。

それらを踏まえ、生涯学習推進プラン改訂後 10 年目となる本年、山北町教育大綱により本町が目指す「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」が実現するよう、山北町生涯学習推進プランを改訂し「みんなで作る魅力あふれるまち やまきた」の実現を図ることを目的とするものです。

最後に、本計画の改訂にあたりご協力いただいた策定委員の皆様、また、教育委員会からの諮問に対し研究・協議を重ね答申をいただいた社会教育委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

山北町長 湯川 裕 司

目 次

【生涯学習推進プラン】

第1章	1. プランの策定及び改訂の趣旨	2
生涯学習推進プランの 改訂にあたって	2. プランの位置付け	3
	3. 計画の方針	3
	4. 計画の期間	4
	<hr/>	
第2章	1. 山北町の概要	5
これからの生涯学習 －基本構想－	2. 生涯学習のまちづくり基本構想	7
	3. 施策の推進内容	8
	4. 生涯学習推進プラン体系図	10
	<hr/>	
	I 生涯学習の基盤づくり	
	1. 学校における取組み	11
	2. 家庭における取組み	14
	3. 地域における取組み	16
	II 学習機会の充実	
	1. とともに学びあう学習	18
	2. とともに生きる学習	21
	III 学習情報の提供	
第3章	1. 学習情報の収集と提供	25
	2. 相談体制の充実	26
生涯学習の展開 －基本計画－	IV 学習活動の支援	
	1. 団体・グループ活動の推進	27
	2. 交流・協働事業の推進	29
	3. 学習成果の活用	31
	V 学習環境の整備	
	1. 生涯学習関連施設の有効活用	33
	VI 推進体制の充実	
	1. 推進組織の充実	35
	【山北町生涯学習推進体制】	37
<hr/>		
第4章		
推進施策・事業 －実施計画－	推進施策・事業	38
	<hr/>	
付 属 資 料	1. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱	45
	2. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会委員名簿	46
	3. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会会議の経過	47
	4. 山北町生涯学習推進協議会設置要綱	48
<hr/>		

第1章 生涯学習推進プランの改訂にあたって

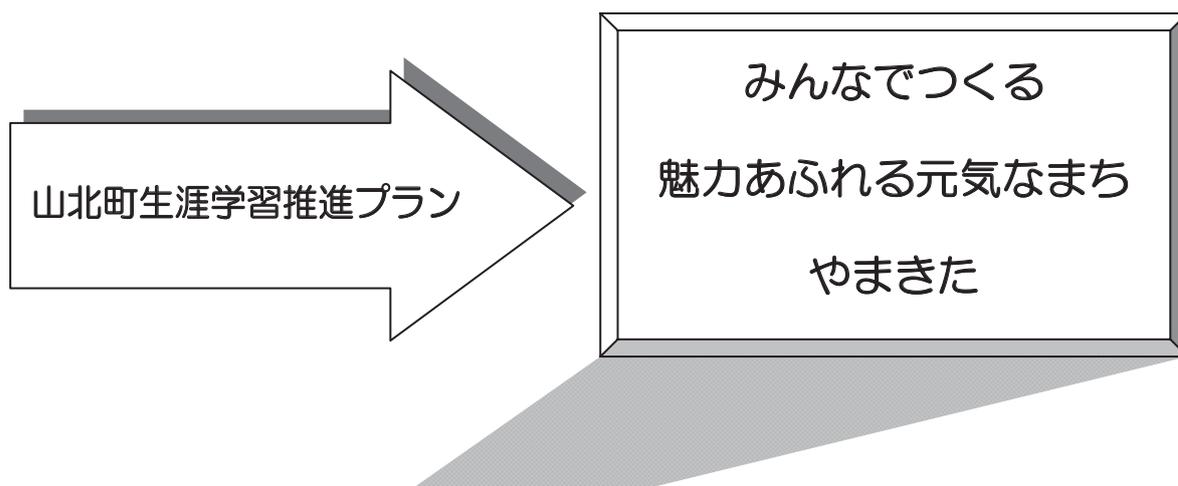
1. プランの策定及び改訂の趣旨

当町では、平成10年に「山北町生涯学習推進プラン」を策定し、『ふれあい、学びあい、生きがいのある生涯学習のまちづくり』を基本目標に掲げ、計画を推進してきました。

また、プランの策定から10年が経過した平成20年には、平成29年度までの10年間を見据えた改訂版を策定し、これまでの成果を見直すとともに、今後取り組むべき施策や、町民憲章の具現化と山北町第4次総合計画がめざす『さわやかな風がふきぬける きらめきと交流の町』の実現を図ってまいりました。

その後、平成26年に「山北町第5次総合計画」が策定され、平成27年には「かながわ教育ビジョン」が一部改定、平成28年には新教育委員会制度への移行に伴い山北町総合教育会議を設置し「山北町教育大綱」を策定して、町の教育振興基本計画に位置付けました。

それらを踏まえ、計画の最終年度にあたる今年度、『みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた』を将来像としてプランを改訂するものです。



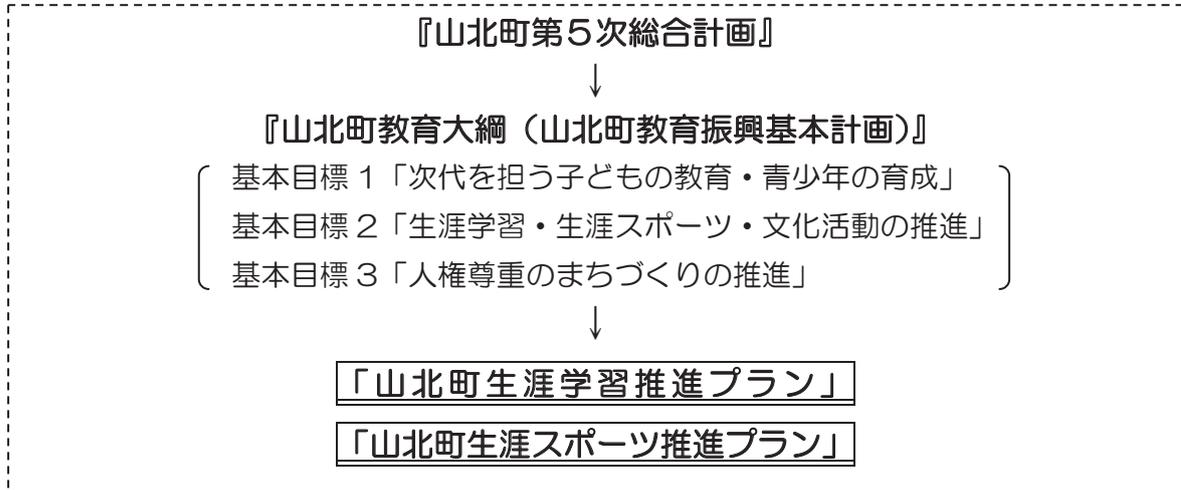
山北町第5次総合計画では、『みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた』を将来像に、それを実現するための分野別目標として、

- ①自立したまちづくり（自立・協働）
- ②学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）
- ③健康と福祉のまちづくり（保健福祉）
- ④安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）
- ⑤地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

の5つを設定し、まちづくりの重点的な推進を図っています。生涯学習は、②学びと歴史文化を生かしたまちづくりの中に位置づけ、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる」施策・事業の展開を進めています。

2. プランの位置付け

山北町生涯学習推進プランは、「山北町第5次総合計画」と整合を図った「山北町教育大綱」を上位計画とし、策定にあたっては「かながわ教育ビジョン」などを参酌し、『学びと歴史文化を生かしたまちづくり』を目指します。



3. 計画の方針

生涯学習 [lifelong learning] とは、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことです。日本においては、「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」という定義が広く用いられています。

平成 18 年の教育基本法改正により「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、また、平成 20 年の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、今後の生涯学習の振興方策についてさまざまな提言がされました。なお、近年においては、平成 27 年に教育再生実行会議から「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」で 100 年先を見据えた抜本的な改革について提言がなされたところでもあります。

本改訂版の考え方としては、「山北町教育大綱」の 3 つの基本目標を念頭に置き、平成 10 年度に策定され、平成 20 年に改訂した「山北町生涯学習推進プラン」の 3 つの見地を方針として発展的に継承していきます。

また、教育委員会から社会教育委員会に諮問した「地域全体での子育て支援策を柱とする社会教育の対応について」について、平成 27 年度から平成 28 年度にかけ調査・研究し、平成 29 年 2 月に答申された内容を参考とします。

① いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習の推進

町民一人ひとりがその能力や個性を伸ばすことにより、楽しみや生きがいづくりにつなげ、

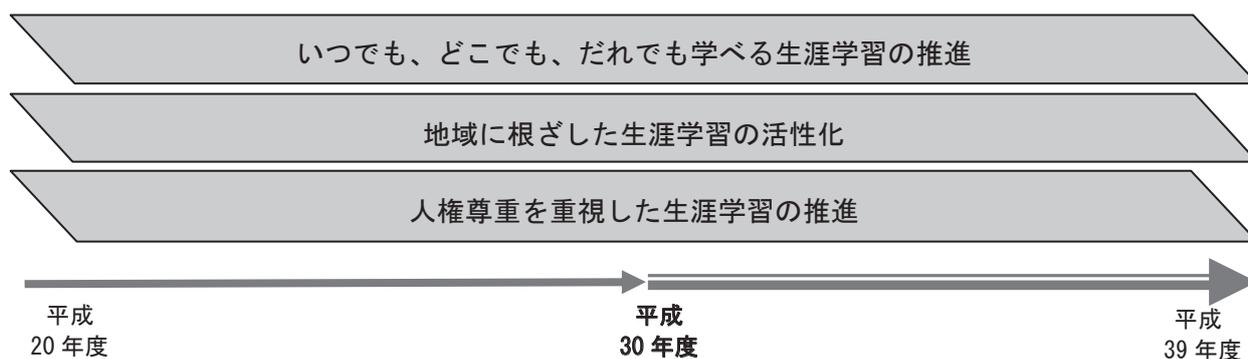
社会の変化に伴う学習課題を学ぶことにより、人生を豊かなものにするように努めます。また、生涯学習センターを拠点施設として、町民の幅広い学習活動の支援、育成に努め、学習機会の充実、学習の場の整備など、いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習を推進します。

②地域に根ざした生涯学習の活性化

生活を豊かにし、生きがいのある暮らしをしていくため、日常生活の場である地域社会とのかかわりを大切にした学習活動を推進します。近年は、地域における人間関係が希薄化するなどの状況の中で、日常生活における課題に取り組み、お互いが学びあったものを活用し、地域に貢献できるような、地域に根ざした生涯学習の活性化を推進します。

③人権尊重を重視した生涯学習の推進

学習活動を推進する中で、仲間とともに学習したり、活動したりすることは、他人を思いやる心やともに生きる心を育み、個性、国籍、障がいなどお互いの違いを認めあい尊重することと同時に、お互いの心のつながりの発展を促すことから、お互いが学びあうことのできる「人権尊重」を重視した生涯学習を推進します。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度を初年度に平成 39 年度までの 10 年間とします。なお、今後の社会・経済の大きな変化により計画の見直しが必要な場合は、すみやかに計画の変更を行うものとします。

第2章 これからの生涯学習

—基本構想—

1. 山北町の概要

(1) まちの概況

豊かな自然に恵まれた本町は、首都東京から 80km 圏内にあって、神奈川県西北部に位置し、北部は丹沢山塊に覆われ相模原市及び山梨県に、また、西部は静岡県駿東郡に接した東西 23km、南北 20.5km の町で、その広さは横浜市、相模原市に次ぐ県内第 3 位の 224.61km² となっています。

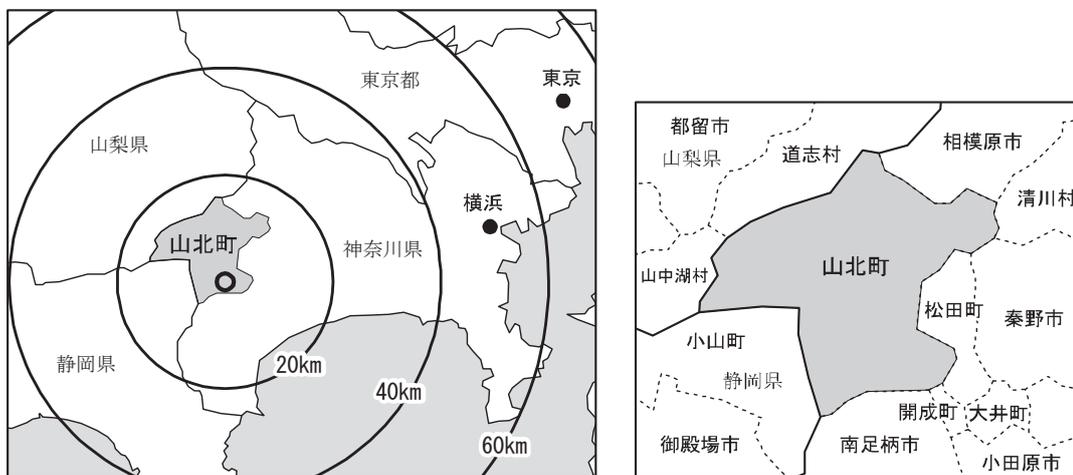
総面積の約 90%が丹沢大山国定公園及び県立自然公園を含む山岳、中山間地域となっており、南部地域の平坦地に中心的市街地・集落が形成され、多くの町民の生活空間は、通勤・通学、買い物など広域的に展開されています。

本町の歴史は古く、縄文時代の遺跡や河村城跡など多くの文化財が残され、国指定重要無形民俗文化財「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」などの貴重な文化財が今に伝えられています。また、丹沢山塊のふもとには、武田信玄の隠し湯とも伝えられている中川温泉や、国指定天然記念物の「箒スギ」があります。

名瀑「洒水の滝」や近年整備された「県立山北つぶらの公園」はもとより、近年では自然志向の高まりとともに、アウトドアスポットとして都市住民にとってかけがえのない自然とのふれあいの場となっており、秘境ユースン溪谷には「ユースンブルー」と呼ばれるダム湖がハイカーの話題を集めています。

丹沢湖畔に建立された町立三保中学校は、地域人口の減少とともに平成 25 年度末で閉校となり、その跡地を利用して平成 29 年度には、豊かな自然環境のもとで魅力ある教育を行うため、教育特区の制度により株式会社立の通信制高等学校が設立され、町民は地域の振興にも期待をふくらませています。

位置図



※教育特区…構造改革特別区域法に基づき、地域振興等に寄与するため株式会社立による学校の設置を容認するもの

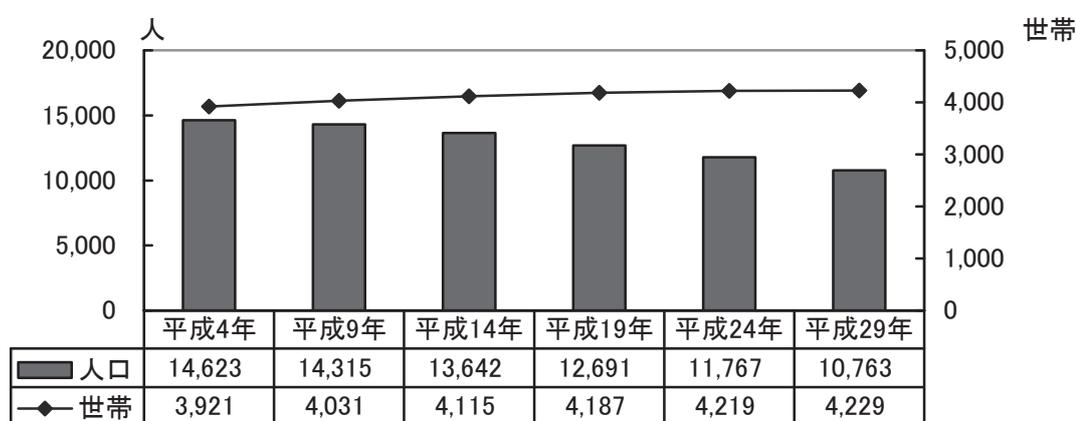
(2) 人口、世帯の動向

住民基本台帳では、昭和 50 年頃から平成 7 年までの人口は、ほぼ変わりなく若干増加の傾向もありましたが、平成 4 年から 9 年には 2.1%減、平成 9 年から 14 年では 4.7%減、最近の平成 24 年から 29 年では 8.5%減と、減少率は次第に大きくなりつつあります。

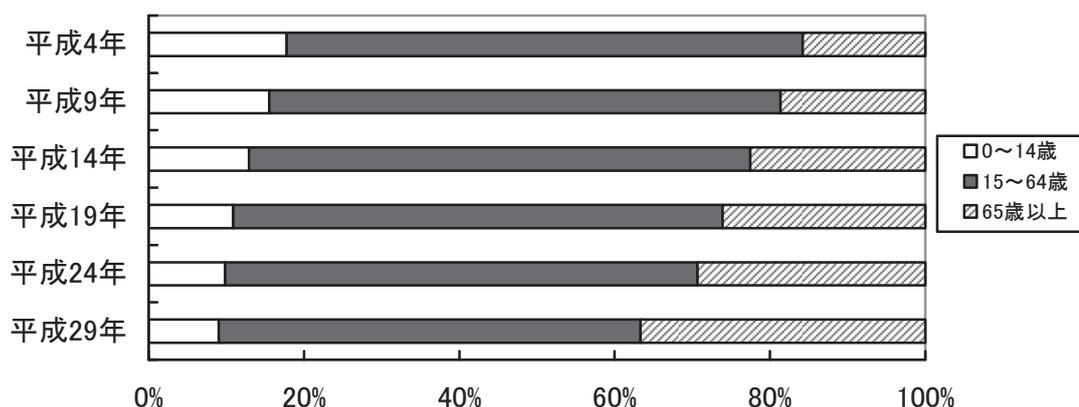
世帯数については、人口と反し数値的には若干増加の傾向にあります。これは、明らかに核家族化や高齢者の増加によるひとり暮らし世帯の増加の様相がうかがわれます。

年齢 3 区分別の人口構成比は、65 歳以上の人口割合は平成 4 年に約 18%であったものが、平成 29 年には 36%に、また 14 歳までの年少人口は平成 4 年の約 18%に対し平成 29 年では 9%と半減し、確実に少子高齢化が急激に進行していることがわかります。

【人口と世帯数の推移】



【人口構成比（年齢 3 区分別）の推移】

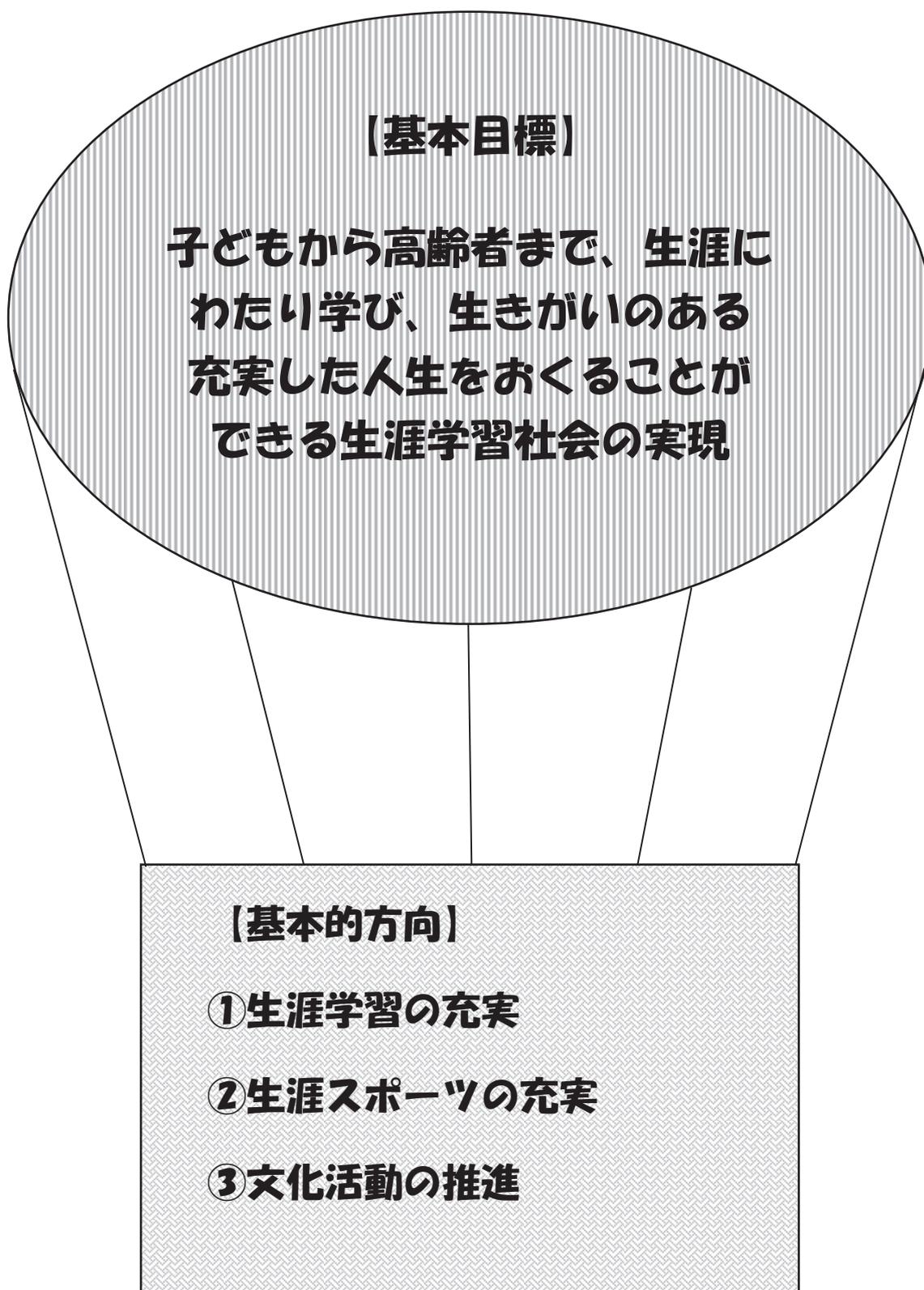


【平成 29 年 4 月 1 日現在 5 歳階級別人口】

年齢	人数	25~29	426	55~59	739	85~89	412
0~4	274	30~34	404	60~64	912	90~94	202
5~9	323	35~39	525	65~69	1208	95~99	51
10~14	375	40~44	614	70~74	755	100~	10
15~19	466	45~49	626	75~79	705		
20~24	476	50~54	655	80~84	605		

2. 生涯学習のまちづくり基本構想

生涯学習のまちづくり基本目標を次のように設定し、教育大綱の重点取組にならない、目標実現に向けた基本的方向を次のように定めます。



3. 施策の推進内容

生涯学習はその名のとおりに生涯を通じて行われる学習であり、「乳幼児期」「少年期」「青年期」「成人期」「壮年期」「高齢期」と進むにつれ、学習のニーズも変化していきます。それらを的確に把握するとともに、ライフステージに応じた現代的なテーマや課題についての学習機会を積極的に提供していく必要があります。

また、避けてはとおれない少子・高齢化社会が到来している中、地域が一体となって支えあう体制を整えるため、生涯学習のまちづくり基本目標の実現に向けて、長期的な視野のもと次のような施策に取り組みます。

生涯学習の基盤づくり

学校教育は、生涯学習の出発点として基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力、学習への意欲等の「確かな学力」の向上をめざし、*アクティブ・ラーニングを推進するとともに、豊かな心や望ましい社会性、健やかな体の育成を重視し、安全・安心な教育環境の整備、国際理解や環境教育の推進など、教育活動のさらなる充実に努めています。

また、家庭や地域における学習機会を充実させ、学校、家庭、地域の連携による子どもの育成に努めるとともに、町民の主体的な学習意欲を喚起しながら、生涯学習関連施設の活用による学級・講座を体系化するなど、学習ニーズの多様化に応じた学習機会の拡充を図ります。

学習機会の充実

町民一人ひとりがライフステージごとに、その必要性や興味・関心に応じて主体的に学習できるよう、学習機会の提供を図ります。

また、趣味・教養や芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなど「ともに学びあう学習」、人権・男女共同参画、地域安全・防災、健康づくり、福祉、情報化、国際化など「ともに生きる学習」、さらには本町の特色を活かした「交流による学習」をとおして、学習ニーズの広がりに対応した学習機会の充実を図ります。

学習情報の提供

学習活動の手助けとなるさまざまな学習情報を収集し、ニーズに即して提供する体制を整えるとともに、きめ細かな相談体制の充実に取り組みます。

学習活動の支援

学習活動において、さまざまな団体やグループは「ともに学びあう学習」に大きな役割を果たしています。こうした団体・グループの活発な活動を支援し、学習成果を地域社会に還元していくためにも、積極的な資源の活用が図れるよう努めます。

学習環境の整備

生涯学習センターの機能を充実するとともに、地域の公民館（連合自治会圏）等の有効活用を図ります。公民館等における出前講座の開催、学習情報の提供、施設利用の申し込みなど、生涯学習センターとの連携を強めます。

また、学校等施設開放の活用を図るとともに、多くの観光・レクリエーション施設を生涯学習の場として活用する体制を整えます。

推進体制の充実

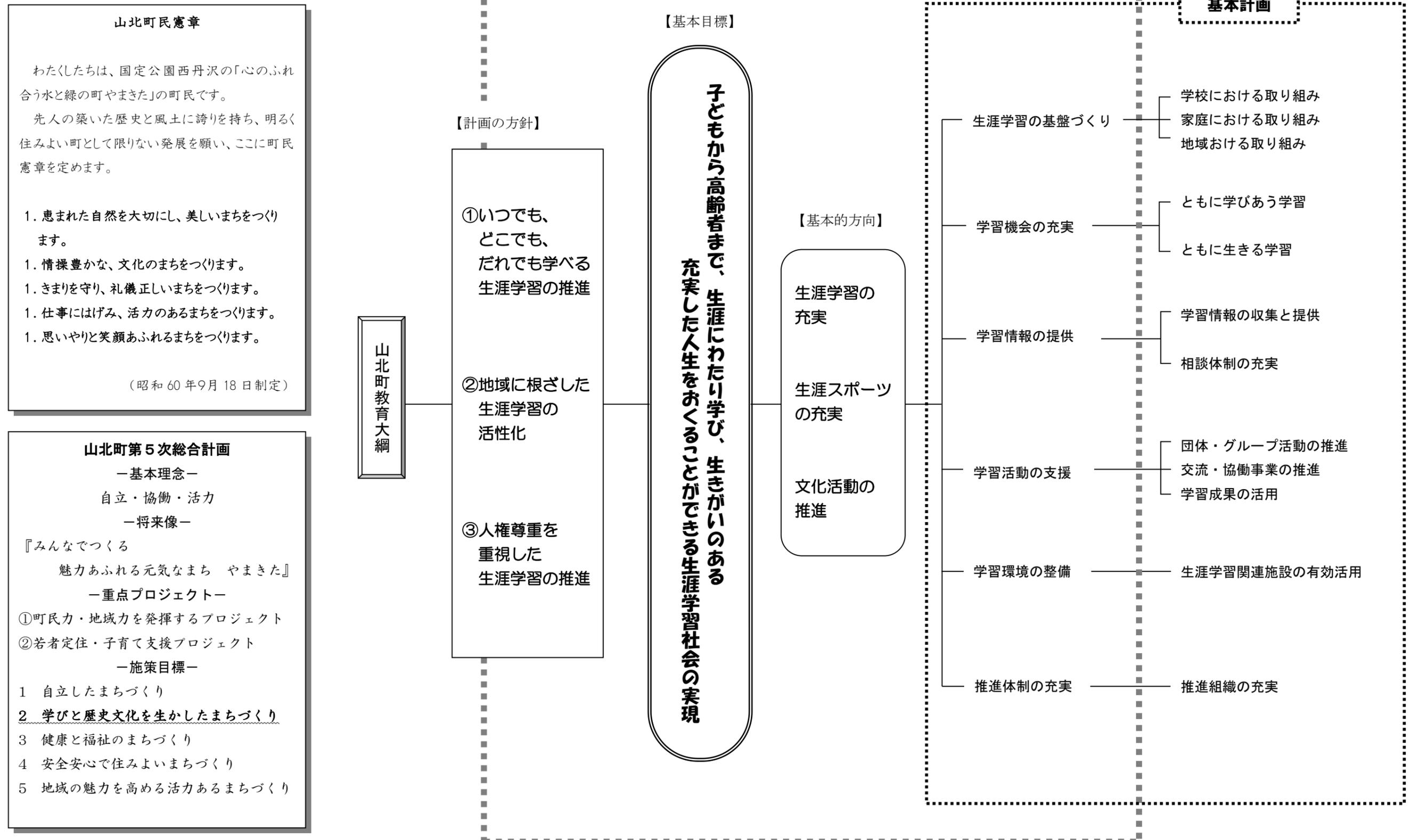
町民及び行政が一体となって生涯学習を推進するため、生涯学習推進協議会の活性化を図り、さまざまな生涯学習事業の分析・評価・調査・研究などの活動を推進します。

*アクティブラーニング…教員等からの一方的な講義で覚えるのではなく、受講者たちが主体的に仲間と考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした授業手法



[写真・イラストはすべてイメージ]

4. 生涯学習推進プラン体系図



山北町民憲章

わたしたちは、国定公園西丹沢の「心のふれ合う水と緑の町やまきた」の町民です。
先人の築いた歴史と風土に誇りを持ち、明るく住みよい町として限らない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

1. 恵まれた自然を大切に、美しいまちをつくれます。
1. 情操豊かな、文化のまちをつくれます。
1. きまりを守り、礼儀正しいまちをつくれます。
1. 仕事にはげみ、活力のあるまちをつくれます。
1. 思いやりと笑顔あふれるまちをつくれます。

(昭和 60 年9月 18 日制定)

山北町第5次総合計画

—基本理念—

自立・協働・活力

—将来像—

『みんなでつくる

魅力あふれる元気なまち やまきた』

—重点プロジェクト—

- ①町民力・地域力を発揮するプロジェクト
- ②若者定住・子育て支援プロジェクト

—施策目標—

- 1 自立したまちづくり
- 2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり
- 3 健康と福祉のまちづくり
- 4 安全安心で住みよいまちづくり
- 5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり

山北町教育大綱

【計画の方針】

①いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習の推進

②地域に根ざした生涯学習の活性化

③人権尊重を重視した生涯学習の推進

基本構想

【基本目標】

子どもから高齢者まで、生涯にわたり学び、生きがいのある充実した人生をおくることのできる生涯学習社会の実現

【基本的方向】

生涯学習の充実

生涯スポーツの充実

文化活動の推進

基本計画

生涯学習の基盤づくり

- 学校における取り組み
- 家庭における取り組み
- 地域における取り組み

学習機会の充実

- とともに学びあう学習
- とともに生きる学習

学習情報の提供

- 学習情報の収集と提供
- 相談体制の充実

学習活動の支援

- 団体・グループ活動の推進
- 交流・協働事業の推進
- 学習成果の活用

学習環境の整備

— 生涯学習関連施設の有効活用

推進体制の充実

— 推進組織の充実

第3章 生涯学習の展開

—基本計画—

I 生涯学習の基盤づくり

1. 学校における取組み

課題

学校教育は生涯学習の出発点として、生涯にわたって学習を続けるための意欲と基礎的能力を培う場です。これからの学校には、一人ひとりのよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手を育成することが求められています。

そのためにも、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付け、深く理解しこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育が求められています。

また、いじめの問題も時代の変化に伴い、多種・多様化しているなか、道徳教育によって育まれる、物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意思や態度、豊かな情操などは、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、「生きる力」を育むためにも、きわめて重要となります。

人間性豊かで自立した人づくりには、学校、家庭、地域が連携し、地域住民同士の積極的な交流を基本に、三者がともに学習活動との関わりを重点とした生涯学習の基盤づくりがより大切になります。



1. 『確かな学力、豊かな心、健康・体力』の育成を重視した教育の展開

①学び続ける力の育成

主体的に学習に取り組む態度を養うため、アクティブラーニングを推進し、ICT（情報通信技術）機器を活用した指導法など工夫・改善に努めます。

②一貫性に立った教育の推進

発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期教育と小学校、また中学校への円滑な接続のため、カリキュラムの見直しに努めます。

③人権教育の推進

思いやりを持ち、豊かな人権感覚を身に付けた子どもを育成するため、学校における人権尊重の精神の醸成に努めるとともに、道徳教育の充実を図ります。

④いじめ防止対策の推進

「いじめ防止基本方針」を基に、いじめ、不登校などのない学校づくりをめざすとともに、子どもや保護者の悩みに対応する教育相談体制を拡充します。

⑤未来に向けた教育の推進

国際教育や情報教育など、グローバル化社会に対応するため、外国語教育やプログラミング教育の推進に取り組みます。また、社会に貢献する力を育成するため、キャリア教育の推進にも努めます。

⑥地域の学習資源の活用

環境教育や福祉教育、ボランティア体験、自然とのふれあいによる野外での体験教育、歴史・文化などの郷土学習をはじめ、地域の学習資源を活用した教育活動の充実を図ります。

⑦食育の推進

食物の生産・流通、食生活と健康などについての理解を深めるため、各家庭と協働するとともに、園、学校での給食をとおして望ましい食習慣や食を通じての好ましい人間関係の育成に努めます。

⑧※インクルーシブ教育の充実

共生社会の実現のため、障がいのある児童・生徒に対する適切で合理的配慮や、教育環境ときめ細かな指導体制を整え、子どもの成長のためのインクルーシブ教育を推進します。

2. 学校・家庭・地域との連携

①開かれた学校づくりの推進

地域における学習や地域づくりの拠点として、開かれた学校づくりを推進します。

②学校支援ボランティアの充実

地域の人たちが放課後の部活動、さまざまな体験活動など、指導者として教育活動に参加する学校支援ボランティアの拡充を図ります。

③地域交流活動の推進

子どもが地域の多くの人たちと交流し、さまざまな社会体験や自然体験を積み重ねることができるよう、地域活動の活性化を図ります。

3. 教育環境の整備

①子どもの居場所の確保

子どもが安全で自由な時間を過ごしたり、学年を超えた交流などの場と時間を確保し、学びの支援に寄与します。

②図書活動の充実

子どもの成長にとって必要不可欠なコミュニケーション能力の基礎となる読解力を身に着けるため、読書を勧奨する環境の整備に努めます。

*インクルーシブ教育…障がいのある児童・生徒が一般的な教育制度から排除されないよう、通常学級で過ごしたり、特別支援学級のある通常の学校に通ったりすること



2. 家庭における取組み

課題

子どもの健やかな成長を図るうえで、家庭の果たす役割は非常に大きく、基本的な生活習慣等のしつけ、社会生活に必要なコミュニケーション能力の育成や社会ルールの指導などがありますが、近年は家庭だけでは子どもを育めない状況が生まれています。

子どもたちの日常生活について、多くの親が不安を抱えています。とりわけひとり親家庭では、生活を維持することに精いっぱい子どもに十分に目を向けることができないという状況が顕著になっています。核家族化に伴い、家庭の閉鎖性が進み、子育てに関する悩みやいじめ問題等についても相談できない場面も生じてきています。

小学生の高学年から中学生にかけて、多くの子どもたちが所持しているスマートフォンは様々な情報の入手やコミュニケーションのツールとして利便性の高いものです。しかし、一方で「スマホづけ」になったり、見知らぬ人とつながったり、いじめの手段になったりと、危険性も高い情報機器だと言えます。

また、家庭と地域のつながりが年々薄くなる傾向にあり、家庭の孤立化が進み、児童虐待も増えています。地域においても個人情報等の問題から、積極的に介入することもためらわれ、手をこまねている状況もあり、さらには家庭間の経済的な格差が生まれ、それが子どもの学力にも影響を与えています。

国では、子育て世代包括センターを設置し、産前産後のサポートから、就学前までの切れ目のない相談支援をすることになりました。町でもワンストップ（一つの窓口で様々な相談ができる体制づくり）活動に向けて、家庭支援策の充実に努めたり、子育てに悩みを持つ親を孤立させないよう努めていく訪問型家庭教育支援も検討したりしていく必要があります。また、経済的な格差の問題を解消するため、援助を必要とする家庭の掌握に努め、必要な支援を行うとともに、親と子どもが共通の体験を通じてふれあいと心のきずなを深めていく事業を展開していくことも重要です。

このように家庭教育については、様々な課題がありますが、行政に課せられていることの一つに様々な施策の可視化が必要です。そのため、どのように確実な情報を家庭に伝えていくかを吟味しながら取り組むことが、これからますます重要になっていくと考えます。



1. 家庭教育の充実

①乳幼児学級の充実

育児・子育て、親のあり方、さらには子どもを取り巻く人間関係などを学習する乳幼児学級・教室を充実させます。

②家庭教育の充実

子どものしつけや基本的な生活習慣の確立を図るため、幼稚園・保育園・こども園保護者会やPTA、地区青少年健全育成会などと連携して家庭教育に関する学習機会を提供します。

③家庭教育相談の充実

教育相談や子育て支援センターなどの機能を促進させ、相談体制を充実します。悩みを持つ保護者に対して、スクールカウンセラー巡回相談などと連携協力し、個に応じた相談活動の充実に努めます。

④家庭教育の支援

経済的な理由にのみならず、援助の必要な家庭の掌握に努め、必要な支援が行えるよう関係機関と協議して、きめ細かな対応に努めます。

2. 親と子の協働事業の推進

①親子参加型事業の推進

親と子、あるいは祖父母と孫の参加による学習講座やスポーツ・レクリエーション教室、地域のイベントなどを推進します。

②共に学べる事業の推進

スマートフォンやゲーム機などが広く社会に定着している中、利便性の反面、甚大な危険性も伴うことなど、親子で共に学習できる機会を提供します。

3. 地域における取組み

課題

地域は、住民の生活・活動の基盤であると同時に、日常のふれあい、学習の場でもあります。人口の減少や自治会への未加入世帯の増加、子ども会組織の消滅などに伴い、地域コミュニティの教育力が低下してきています。

また、現在の子どもたちは休日も塾やスポーツクラブに通い、あるいはゲームやスマートフォンで時間を過ごしているのが実状です。

このような状況の中で、どうしても必要になってくるのが他組織との連携です。行政・学校・地域の組織・団体等が協力し合って共に生きる地域づくりと、共に育てる環境づくりに取り組まなければなりません。とりわけ、地域との関係で重要なのは学校です。国でも、「学校を核とした地域力強化プランと家庭教育（H28）」を目指し、今後の地域における学校との共同体制（地域学校共同本部）のあり方を打ち出しています。支援から、連携・協働へシフトしていくことがこれからの「地域」を考えていくとき重要な柱になります。

町の具体的な例では、中学校と連携をはかった地域の防災訓練への参加が挙げられます。学校は、地域の防災訓練に生徒を参加させるため、防災訓練の日を授業日としました。また、生徒の人数一覧を各自治会に配布することによって、地域の生徒と自治会の皆さんとの距離感を縮めるばかりか、訓練に参加することなどをおして、地域の一員であることを自覚する活動を行いました。このように、学校と地域の連携による活動はこれから、ますます充実・発展させる必要があります。

放課後子ども教室と児童クラブは、発足して間もない組織ですが、一体化を図りながら目的をしっかりと吟味し、学校とも連携していくことが必要です。

施策

1. 地域と学校・家庭との連携

①地域の教育力の活用

地域の人材を活用して特色ある体験・交流学习を推進します。

②自主的な青少年活動の展開

地域の行事や催しに、青少年が自主的・主体的に参加、運営できる取り組みを推進します。

2. 学習機会の拡充

①生涯学習ネットワークの構築

生涯学習センターと地域の公民館等との生涯学習ネットワークを構築し、地区住民の学習活動を支援します。

②適切な学習機会の提供

身近なテーマや、ライフステージに沿った学級・講座の編成により、必要な時期に必要な学習機会を提供する体制の充実に努めます。

③地域人材の活用

経験豊かな地域の人材を、さまざまな分野で生かし、継承していく機会の拡大を支援します。



Ⅱ 学習機会の充実

1. とともに学びあう学習

課題

(趣味・教養)

趣味や教養に関する学習活動は、人生を豊かで幅広いものとし、精神的なゆとりを生み出してくれます。町内にはこうした活動を行っている多くの団体・サークルがあり、学習活動の拠点となっている生涯学習センターなどで多彩な活動を行っています。

隣近所との付き合いが少なくなったり、ひとり暮らしの高齢者が増えたりする中で、共通の話題や趣味を提供し、身近な地域での仲間づくりや高齢者の生涯学習への参加を推進する必要があります。

(芸術・文化)

精神的な豊かさを重視する傾向が強まる中で、すぐれた芸術にふれることや、文化の創造的活動を行うなど、潤いのある心豊かな生活がより一層求められています。このため、生涯学習センターを活用し、演奏会や芸能鑑賞会、展覧会の開催など、質の高い芸術・文化にふれる機会の提供を図るとともに、一般教養や美術工芸、料理など、町民の文化活動の振興に努めています。

地域の文化は、町民の心をつなぐ基盤となるものであり、山北の自然、歴史、風土をもっと知ることによって町民一人ひとりの力を結集させる精神的基盤の充実をめざし、地域に根付いた町民の自主的な文化活動を、広域的な取り組みも視野に入れ、支援していくことが必要です。

(スポーツ・レクリエーション)

スポーツ・レクリエーション活動は、活動そのものを楽しむことができるほか、人々に体を動かす爽快感、仲間との連帯感など、心身両面にわたる楽しさや喜びを与えるとともに、人々の交流を深め、地域の活性化にも貢献するものです。また、近年は青少年の体力の低下や運動不足はもとより、生活習慣病やストレス、メタボリックシンドロームなどを指摘される方が増えています。

これまで、地域の特性を生かしつつスポーツの振興施策に取り組んできましたが、平成 24 年の「スポーツ基本計画」策定、平成 27 年の「スポーツ庁」新設、また、2020 東京オリンピック・パラリンピック開催決定など、さまざまな立場でスポーツに参加する機会が増えることが見込まれる中、今後更なる取り組みを進める必要があります。

(自然・環境)

社会環境の変化とともに失われる傾向にある水と緑の豊かな自然環境を守っていくための意識啓発や学習活動の重要性が叫ばれています。

山北町の豊かな自然は、観光・レクリエーションへの活用や特産品の開発などを通じて、地域の活性化を図るための大切な資源となっています。山北を訪れる人々に対して、この豊かな

自然にふれる機会を提供し、自然の大切さや仕組みを説明・紹介するための学習や活動を活発にしていくことが重要です。

施策

1. 趣味・教養を高める学習の推進

①学習機会の充実

趣味・教養を高める学習機会の充実を図り、豊かな人間性を培うとともに、仲間同士での交流を促します。

②自主的活動の推進

活動団体やサークルの育成を図り、地域での仲間づくりや交流を促し、また、活動成果を活かす場や機会の充実を図ります。

2. 芸術・文化を高める学習の推進

①自主的活動の支援

文化団体やサークルの育成を図るとともに、自主事業や発表活動を支援します。

②情報の提供

町民が芸術・文化活動に親しみ、自主的に参加できるよう、情報の提供に努めます。

③発表、鑑賞機会の充実

町民文化祭や生涯学習センターフェスティバルなどの発表の場の充実を図るとともに、豊かな感受性を培うため、鑑賞機会を提供します。



3. 地域文化に親しむ学習の推進

①地域文化・郷土学習の推進

地域の文化に触れることで、地域を知り、地域への親しみや愛着を深めるための学習機会を充実します。

②文化財の活用

文化財を広く町民に周知するとともに、学習教材として活用し、歴史・文化にふれあう機会を拡充します。

③学習成果発表の場の拡大

郷土の歴史や文化財などの学習成果を発表する場として、文化財ボランティアガイドの育成を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション活動の推進

①生涯スポーツ推進プランの改訂及び推進

生涯学習推進プランを改訂後、平成 17 年に策定した生涯スポーツ推進プランを改訂し、豊かな自然を生かした特色ある事業を展開します。

5. 自然環境に関する学習の推進

①自然とのふれあい活動の充実

豊かな自然と親しみながら、日常生活を送ることができるよう、身近な自然環境や景観などへの理解を深め、保全、活用に向けた活動を支援します。

②環境教育の推進

各年齢層における環境教育を推進し、環境への理解と環境を大切にする心の育成を図る事業を推進します。

2. とともに生きる学習

課 題

(人権・男女共同参画)

本町では、女性や子ども、障がいのある人、外国籍住民など、さまざまな人権問題に対する啓発や学習に力を注いでいますが、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、差別や偏見をなくしていく学習をさらに推進することが必要です。

また、ヘイトスピーチや性的少数者に対する偏見など、誤った認識や不適切な取り扱いに対する対策にも取り組んでいく必要があります。

(地域安全・防災)

近年国内では、人々の生活を脅かしたり不安を感じさせる天変地異や事件が多発しています。こうした中、暮らしの拠点である地域で防犯や防災の意識を高め、町民一人ひとりが適切な対策をとれるよう、日ごろから学習することが重要です。

また、「いざという時」に、「自助・公助・共助」が効果的に行えるような体制の構築が求められています。

(健康づくり)

生涯を通じて心身とも、健康で過ごすことはすべての人々の願いです。健康づくりは、健康管理や病気の予防、食生活、スポーツ・レクリエーション活動など、日常生活と深い関わりを持つため、学習機会の提供、活動施設の整備、相談・指導活動の推進など、総合的な取り組みが必要です。生活習慣そのものが疾病と大きく関わっているという状況の中で、町民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自らの生活を見直すことができるような学習も求められています。

(福祉)

少子高齢化に加え人口減少が進む中、福祉に対するニーズや負担は増大し多様化が進んでいます。子育てを社会全体で支え、子育てに喜びを感じられる環境をつくるための学習も必要です。

また、高齢化はなお一層進むと予想されることから、誰もが福祉サービスの対象者となったり、ボランティアとしてサービスの提供者となったりする可能性が大きくなっています。学校教育におけるキャリア教育以外にも、福祉の仕組みや制度を学習したり、ボランティアとして学習する機会の提供も必要となっています。

(情報化)

インターネットやスマートフォンの普及が進む中、さまざまな情報の中から正しい情報を選択することのできる能力を身に付けることが不可欠です。

そのため、必要とする情報を探し、著作権やプライバシーの保護、通信マナーなど、活用する能力を身に付ける学習をする反面、SNS による犯罪やいじめなどを防止するための学習機会を充実させることが重要です。

(国際化)

情報化社会の進展により、さまざまな分野で世界との結びつきが深まりつつあります。

学校における外国人講師による英語の授業やホームステイ事業など、身近な国際交流も進められています。

また、外国人観光客もここ数年で倍増し今後も増え続けるなど、国際理解教育や国際交流を進めるなかで、お互いの国がもつ言葉や文化、習慣などへの理解を深め、国際的な視野をもつ人づくりが求められています。

施 策

1. 人権尊重学習の推進

①人権教育の推進

日ごろから人権感覚を育み、学校、家庭、地域が一体となった豊かな人権意識を育てる教育を推進します。

②男女共同参画に関する学習の推進

家庭や学校、地域、職場など、さまざまな場で男女共同参画に関する学習を推進するとともに、実態の把握に努めます。



2. 地域の安全学習の推進

①防災に関する学習の推進

地域で開催される防災訓練などを通じて、緊急時の正しい理解や応急処置の方法など適切な行動をとれる学習を推進します。

②地域安全に関する学習の推進

特に高齢者を中心に防犯意識を高めるとともに、地域の防犯活動を高める地域安全学習を推進します。

3. 健康づくり学習の推進

①健康教育の充実

乳幼児及び保護者を対象とした健康教育の充実とともに、学校教育においては家庭との連携により、健全な生活習慣を育む事業を推進します。

②学習機会の拡充

健康管理、食育、病気の予防などに関する学習機会を拡充するとともに、カウンセリング窓口を充実し、心の健康などの対応に努めます。

③健康づくりの実践

地域で健康づくりの実践指導にあたるリーダーの育成や自主グループの活動を支援します。

4. 福祉学習の推進

①子育て学習の推進

地域の子どもを親だけでなく、地域全体で育てる意識を共有するための学習を推進します。

②知識や介護技術の向上

高齢者や障がいのある人に関する知識を高めるとともに、点字・手話の講習やキャリア教育など学習機会の充実を図ります。

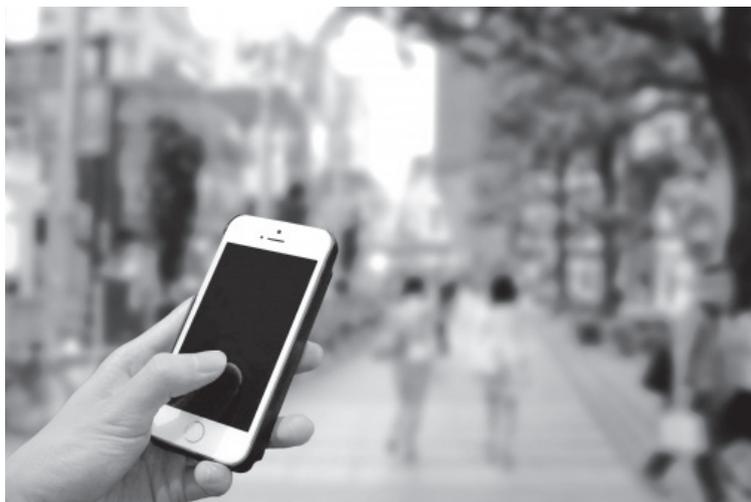
③ボランティア学習の推進

ともに支え合うまちづくりを進めるため、福祉・ボランティア意識の啓発やボランティア養成のための講座、研修などを通して、自分の知識や技術を活かす学習を推進します。

5. 情報学習の推進

①活用技術の習得

コンピューターをはじめとする情報機器を容易に活用できるよう、また、ルールやマナー、モラルなど事件や犯罪に巻き込まれないよう I C T についての学習機会の充実を図ります。



6. 国際理解学習の推進

①外国語教育の推進

外国語によるコミュニケーション能力を身に付けられるよう、幼稚園・保育園・こども園や小・中学校での外国語教育を推進します。

②国際理解学習の推進

外国人講師等の協力を得て、外国語の習得や外国の生活習慣や文化などの学習機会を拡充します。

Ⅲ 学習情報の提供

1. 学習情報の収集と提供

課 題

学習情報とは、学習活動をするときに手助けとなる学習の機会や方法、指導者などに関する情報です。広報「やまきた」や「生涯学習センター通信」などによる学習情報の提供を行っていますが、インターネットが普及する中で、今後はいかに必要な情報を収集し、提供するかが課題となっています。

また、神奈川県内外における学習情報や人材情報を積極的に活用していく必要があります。生涯学習の紹介や案内情報に加えて、町民の学習ニーズや要望に基づく年間の活動計画を組み、これらを学習情報として全町民に知らせるなど、さまざまな学習情報を提供する仕組みの構築が求められています。

施 策

1. 学習情報の収集・提供

①学習情報の収集

学習活動を支援するため、生涯学習事業などの情報を収集・整理し、学習情報の一元化を図りデータベースを構築します。

②情報の提供

学習事業一覧を作成し、「広報やまきた」や「町ホームページ」、「生涯学習センター通信」などで積極的に利用できる体制づくりを推進するとともに、県の教育ネットワーク整備にも寄与します。

2. インターネットの活用

①町ホームページの充実

学習情報を常時閲覧できる町ホームページの内容充実を図ります。

2. 相談体制の充実

課題

学習相談は、学習者の学習意欲に応じて的確な学習情報を提供・助言して、学習を進める上での問題や悩みを聞き取り、解決のための糸口を探る活動であり、学習活動の大きな推進力となります。

担当課・室によりきめ細かな相談やサービスに努めていますが、今後は町民の自主的な学習活動を支援する観点から、インターネット等を活用した最新の情報の収集や発信など、多角的・広域的な学習相談に対応できるような体制の整備が必要です。

施策

1. 学習相談体制の充実

①資料の活用

学習相談窓口での相談が円滑に行われるよう、情報提供と一体となった学習資料の系統的な収集・管理による活用を図ります。

②インターネットの活用

学習相談は、町ホームページ等の活用によりインターネットでも対応し、迅速かつ丁寧な情報提供に努めます。

③相談ネットワークの整備

町内における生涯学習支援者や専門家などの相談ネットワークの整備に努めます。



IV 学習活動の支援

1. 団体・グループ活動の推進

課題

本町では、多くの町民がさまざまな団体やグループに所属し、活発な生涯学習活動を行っています。文化団体連絡協議会や体育協会などに加盟する団体のほか、趣味やボランティア活動を行うグループやサークルがありますが、近年はメンバーの高齢化が進み、活動を維持することや適切な指導者を確保することが困難となる団体も見られます。生涯学習支援者バンクの活用などにより、学習指導者の確保に努めるとともに、新たなメンバーの確保や、団体・グループ間の交流による活動の活性化を図ることが課題となっています。

さらに、専門的な知識・技術をもつ人材、伝統技能を継承する人材を学級・講座の講師などとして招くなど、学習活動をさまざまな面で支援するための施策の展開が重要となっています。

施策

1. 団体・グループ活動の支援

①団体、グループのネットワーク

登録されている各種団体・グループの活動を広く情報として把握するとともに、交流の場を設け、連携しての活動を支援します。

②NPOの育成

地域学習団体等を育成し、NPO法人化に向けた支援をめざします。

2. 指導者の育成と確保

①指導者の育成

指導者養成講座などを通して、指導者の発掘、育成に努めるとともに、指導者間の情報交流と広域活用を促進します。

②学習ボランティアリーダー等の養成

学習成果を活用した学習ボランティアリーダー等の養成講座をとおして、生涯学習活動をリードする推進者の養成を図ります。

3. 人材活用体制の整備

①生涯学習支援者バンクの活用

生涯学習支援者バンクの充実に向け、積極的な情報提供に努めるとともに、登録者による講座の開設を推進します。

②県との連携

県やNPO法人との連携を深め、広域的な登録や活用を図ります。また、県の教育ネットワークの形成に取り組みます。



2. 交流・協働事業の推進

課 題

当町は、環境基本計画を策定し、森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりを推進しており、豊かな水と緑の自然環境を活用した環境学習を進めるとともに、地球温暖化対策にも取り組んでいます。

平成 23 年には神奈川県で 2 番目の森林セラピー基地として認証を受け、ハイキングコースや登山道の整備などを含め、町民の健康づくり事業にも取り組んでいます。

また、昭和 61 年より東京都品川区、平成 16 年より新潟県村上市（旧山北町）との恒常的な交流活動を続けており、平成 24 年からは共和地域で川崎市との交流を開始するなど、町外からも多くの人々が訪れております。町では、定住対策を促進しながら、来訪者との交流を継続することにより、お互いの学習活動に刺激を与え、活力あるまちづくりに寄与することが期待されています。



施 策

1. 自然環境を学び、自然とふれる場づくり

①自然環境学習の推進

さまざまな自然環境を駆使した、自然とふれあう学習を推進します。

②交流施設等の活用

「河内川ふれあいビレッジ」や、農業体験、茶摘体験、季節の行事などの交流拠点として「ひだまりの里」の活用を図り、山の案内や自然とふれあえる場の情報提供を拡充します。

③森林セラピーの活用・推進

平成 24 年に森林セラピー基地として、認定を受け実施している森林セラピー事業の活用・推進を図ります。

2. 都市住民等との交流活動の推進

①地域住民主体の取り組み

自然体験講座や手づくり木工教室など、地域資源を生かした地域住民主体による交流事業への取り組みを促進します。

②観光交流産業との連携

NPO 法人等を活用するなど、森林や農業体験を通じた滞在型体験プログラムを検討します。

③イベントの推進

野外コンサートの開催や体験型自然教室の開設など、地域の資源を生かしたイベントを推進します。

④国際交流活動の推進

2020 東京オリンピック・パラリンピック開催などを機会に、国際交流活動のきっかけづくりを検討します。

3. 交流を支える人づくり

①人材の育成

自然観察員やガイドの養成など、本町の自然を紹介する人材の育成・掌握に努めます。

②人材の活用

生涯学習支援者バンクの拡充と学習ボランティアリーダーの有効活用を推進します。

3. 学習成果の活用

課題

基本目標は、年齢層に関係なく、いつでも、どこでも、だれもが充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現となっています。そのため、学校教育でも社会教育でも共通して言えることは、チャレンジできる場と同時に成果を発表できる場を提供することが必要であり、「自分の力を試したい」という意欲につながる情報発信することが大切です。講座や教室で学んだことを習得し、自ら発信できるようになることにより、充実感を得ることができ、学習意欲の向上にもつながります。

また、ボランティア活動の場は、災害やスポーツ支援のほか、福祉や環境、文化・スポーツ、教育、国際協力など広範囲に及びます。新たなサービスや社会の仕組みを生み出すため、適正な情報の収集・提供を心掛け、そうしたボランティア活動を適正に評価することが大切になります。

施策

1. 学習成果の発表

①発表機会の充実

町民文化祭や生涯学習センターフェスティバルなど、団体・グループ相互の連携・交流の機会や学習活動の成果を発表する機会を拡充します。

②継承活動の促進

高齢者と青少年との交流機会の拡充を図り、知識や技能・技術を継承するための活動を促進します。

③発表の場の確保

身近な学習成果を発表する場として、生涯学習センターや健康福祉センターなど公共施設を利用し、展示・発表の場を提供します。

2. ボランティア活動の推進

①ボランティア情報の提供

学習成果としてのボランティア活動を推進するため、ボランティア活動に関する情報の収集・提供や相談体制を充実します。

②ボランティア活動の場の拡充

学習活動を生かしたボランティアなどの育成と活動の場の確保に努めます。

③障がいのある人への学習支援

学習に際しての介助、録音・点字翻訳、手話等のボランティアの収集・育成を図り、障がいのある人への学習支援に努めます。

生涯学習センター通信 1月号

心の豊かさは学びから
あなたも生涯学習活動に参加してみませんか

生涯学習センター通信 No.46

編集発行 山北町立生涯学習センター 〒268-0113 足柄上郡山北町山北1301-4 ☎0485(75)3131 Fax0485(75)3030

生涯学習センターフェスティバルを開催します!

皆様お誘い合わせのうえ、ぜひお越しください!

2月3日(土) 冬のおはなし会スペシャル
※詳細は13ページをご覧ください。

教室・サークル作品展示発表

日時：2月1日(木)～4日(日) 9:00～17:00
(ただし1日は13:00から、4日は16:00まで)

場所：1階ロビー・ホワイエ、2階ギャラリー・展示ホール

◎生涯学習センターで開催した教室や生涯学習センター登録サークルの作品や写真パネルを展示します。

★写真は昨年の作品展示発表より

芸能発表会

日時：2月4日(日) 13:00開演(12:30開場)

場所：多目的ホール(入場自由・無料)

演目：大型紙芝居・コーラス・各種体操ほか

◎生涯学習センター登録サークルが1年間活動した成果を発表します。

★写真は昨年の芸能発表会より

やまきたシアターフェスティバル

映画上映会「あん」主演：樹木希林

原作小説「あん」の作者137(アサヒ)氏は、12月2日(土)に開催された人権講演会で「私たちはなぜ生まれてきたのか?」小説「あん」でハンセン病回復者の人生を描いた意味をテーマに講演しました。今回は映像化された映画「あん」をやまきたシアターで上映します。

日時：2月17日(土) 13:30～15:20(13:00開場)

場所：多目的ホール

定員：288名(入場自由・無料)

申込み不要!直接会場へお越しください!

11 広報やまきた 平成30年1月号 No.755

V 学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の有効活用

課題

山北町の生涯学習施設として、スポーツ広場・パークゴルフ場などのスポーツ施設、地域住民に開放している学校施設、生涯学習センター・公民館・児童館などの社会教育施設があり、文化・スポーツ・レクリエーション・趣味・ボランティア等の活動に広く利用されています。また、体育館においては、老朽化のため用途を限定した施設に建て替えることが検討されています。

中でも、生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点として多目的ホール・美術工芸室・調理実習室・図書室等多様な設備を有し、様々な講座・教室を開催しています。また、平成13年には健康福祉センターが完成し、生涯学習センターと合わせて、グループ・サークル活動やその成果の発表の場としても利用されています。

急速に少子高齢化が進む中で、地域の文化・スポーツ活動、子ども会活動などは縮小傾向にありますが、地域住民一人ひとりの心の豊かさや生きがいのための学習需要は多様化しており、これらの学習需要に応えるための社会基盤の整備は、地域社会の活性化や青少年の健全育成など、地域全体にとって大変有意義なことと考えます。

今後も、地域・社会・行政が連携し「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会の実現に努めなければなりません。



1. 生涯学習センターの機能の充実

①生涯学習センター機能の充実

生涯学習に関する情報の提供、多様な学級・講座の開催、文化団体の活動・発表の場や芸術鑑賞の機会の提供など、生涯学習センターとしての機能の充実を図ります。

②運営弾力化の推進

中央公民館から生涯学習センターに移行したことにより、営利事業やイベントへの施設供与が可能となったことから、利用者拡大に向けた利用しやすい施設の運営に努めます。

③広域施設利用の周知

図書館の相互利用について利用の促進を図るとともに、他の学習施設についても広域施設利用が行なわれるよう連携を図ります。

2. 生涯学習施設としての学校の活用

①学校施設開放の推進

身近な生涯学習の場として学校開放を一層進めるとともに、施設や機能の活用に向けて関係機関と連携を図ります。

②余裕施設の活用

多目的ルーム、パソコン教室などの整備を推進し、余裕施設の活用を図ります。

3. 生涯学習関連施設の活用

①観光・レクリエーション施設の活用

レクリエーション施設の活用を促進し、生涯学習活動を推進します。

②資源の発掘

町内に埋もれた、学習施設となり得る資源を発掘し、今後の活用について検討します。

VI 推進体制の充実

1. 推進組織の充実

課題

生涯学習とは、その名のとおり人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校・家庭・社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション・ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な機会や場において行う学習ということになります。したがって、これらを支援する行政の活動も、単に教育委員会だけの取り組みだけでなく、町長部局を含む幅広い連携のもと、全庁的な取り組みが必要であるものと考えます。

平成 27 年度の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い設置した、総合教育会議を展開していくとともに、町民一人ひとりが主体的な活動に取り組むことができる環境づくりの推進を進める必要があります。今後も広い視野を持って、町民の学習ニーズを的確に捉え、これを体系化し内容を充実していかなければなりません。そのため、体制や組織の見直しを検討しながら民間や企業とも協力し、適切な支援を提供することが必要とされています。



1. 生涯学習推進協議会の充実

町民主体の生涯学習を推進するため、全庁的な視点から事業の推進方策を検討する生涯学習推進協議会の充実を図ります。

2. 庁内生涯学習推進体制の整備

①総合教育会議の展開

生涯学習を各課の連携による総合行政として展開していくため、総合教育会議において主要な施策を協議します。

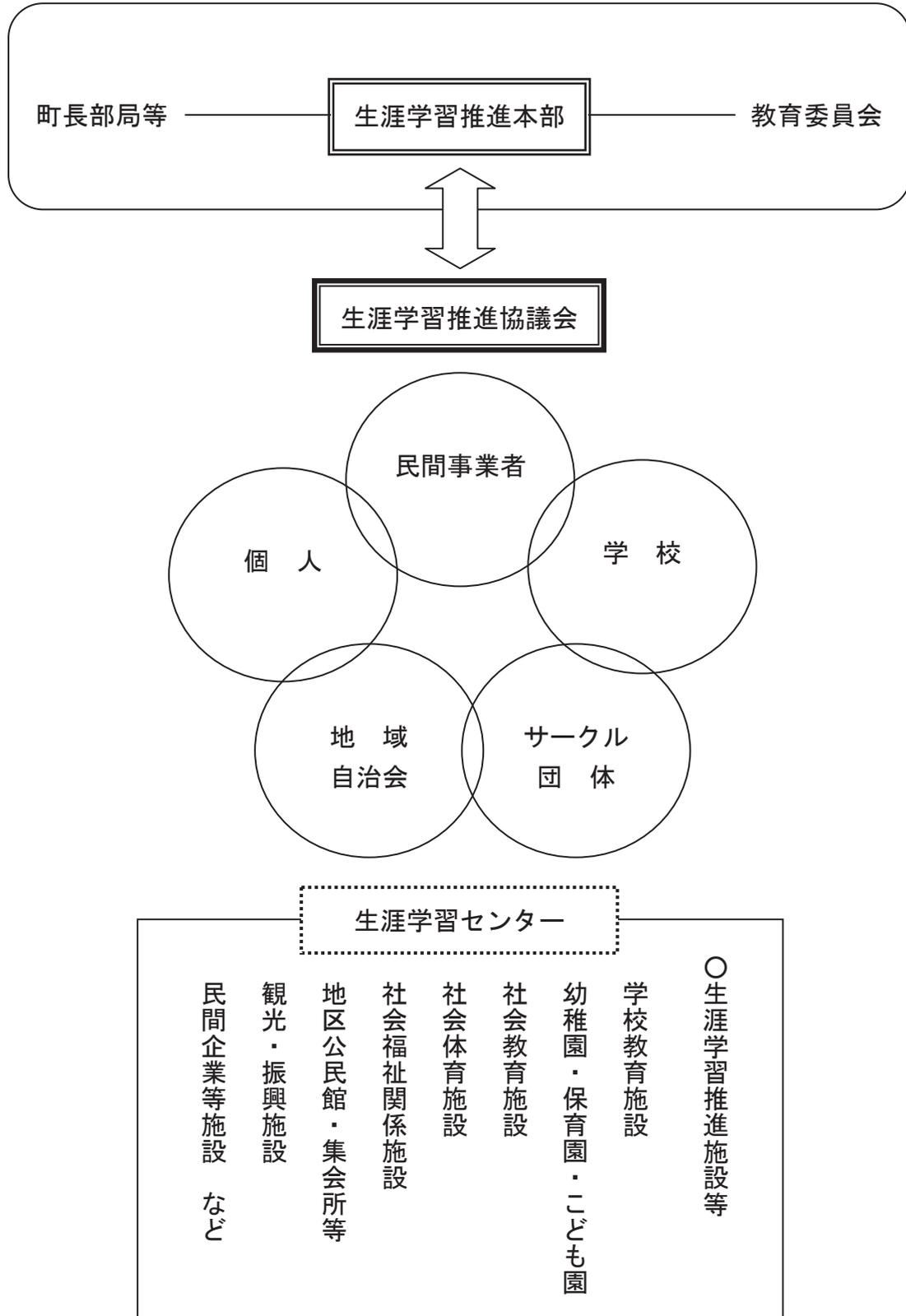
②総合調整機能の強化

必要に応じ、庁内推進本部・委員会等を設置し、生涯学習事業の調整機能を強化します。

③研修体制の充実

学習事業の企画・立案の能力と質を高めるため、職員の生涯学習にかかわる研修体制を整備します。

【山北町生涯学習推進体制】



第4章 推進施策・事業

一実施計画一

推進施策・事業

第2章－基本構想－、第3章－基本計画－をもとに、推進していく必要のある施策や事業の取組み内容を次のとおり掲げます。

本実施計画の期間については、概ね5年間とし社会経済情勢を的確にとらえ、必要により見直し・修正を図ることとします。

なお、今後の方向性として、重点的に取り組むまたは今後拡充すべき事業を【重点・拡充】と示し、特に重点的に取り組むこととします。

I 生涯学習の基盤づくり

1. 学校における取組み

施策	取組み・内容等
『確かな学力、豊かな心、健康・体力』の育成を重視した教育の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の趣旨に沿った教育を推進する【重点・拡充】 ・町及び学校ごとに定める、いじめ防止基本方針の見直しを図り、未然防止、早期発見、対応・解決に努める【重点・拡充】 ・一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実現するために必要な、指導力・授業力向上に向けた研修会、研究会を開催する ・「道徳」の教科化とともに、人権の意義や重要性を理解し、互いに尊重し合える心を育む ・ICTの環境整備に努め、プログラミングを取り入れるなどパソコン教室を有効に活用する。 ・社会科副読本を定期的に改訂し、町の現状と将来や歴史・文化など郷土学習に役立てる ・幼・保・こ・小・中における、お弁当の日・手作り弁当の日などをおとした食育を推進する ・インクルーシブ教育に係る連携型中高一貫教育を推進する ・*ALTを活用し、時代の変化に応じた国際理解教育を推進する
学校・地域・家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・こ・小・中・高校との異年齢・異校種間交流を実施し、情報交換や研究協議の連携を図る【重点・拡充】 ・学校公開などにより、地域との接点をより深めるとともに、情報提供と地域行事への積極的な参加を促し、学校と地域がパートナーとなるよう努める ・学校支援ボランティア等による、学校の維持管理・体験活動・部活動などを推進する ・地域や学校の実情や特性、地域と学校の連携・協働の推進状況

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
	や活動の発展段階を踏まえて、地域学校協働活動を推進する
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室を拡充し、安心安全な子どもの居場所を確保する【重点・拡充】 ・ サマースクール、スプリングスクールを充実し、長期休業中の子どもの居場所づくりと学びの支援に寄与する【重点・拡充】 ・ 生涯学習センター図書室を拠点に、園や学校と連携した事業を実施し、子どもの読書環境を整える

*A L T [Assistant Language Teacher] …外国語を母国語とする外国語指導助手

2. 家庭における取組み

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な家庭の情報収集に努め、必要な家庭に必要な支援が行えるようきめ細かな対応を図る【重点・拡充】 ・ 健康福祉センターなどとの連携により、育児や親のあり方などの学習を推進する ・ 保護者会やPTAに向けた、家庭教育に関する学習機会を提供する ・ 教育相談窓口を充実させ、子育て支援センターの機能と連携し、相談体制を構築する
親と子の協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンをめぐるトラブルについて、児童・生徒・保護者向けのリーフレットを作成・配布する【重点・拡充】 ・ やまきた健康スポーツ大会など、親子あるいは三世代参加型の種目やイベントを開催する

3. 地域における取組み

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
地域と学校・家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校生徒の防災訓練への参加体制を充実し、学校と地域、行政の連携を深める【重点・拡充】 ・ 地域の人材を活用し、郷土愛や環境保護の心を育む教育を推進する
学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室、児童クラブ、サマースクールなどを拡充するため、さまざまな分野での地域の人材による教育力の向上に努める【重点・拡充】 ・ 生涯学習センターと地域の公民館等との連携を図り、生涯学習ネットワークの構築を推進する ・ ライフステージやニーズに沿った、学級・講座を編成するとともに、やまぶき学級などの拡充に努める

Ⅱ 学習機会の充実

1. とともに学びあう学習

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
趣味・教養を高める学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や講座の情報を広く周知するとともに、団体やサークルの情報提供に努める ・団体やサークルが、自主的・自発的に活動できるよう支援する
芸術・文化を高める学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターフェスティバルや町民文化祭など、発表の場の充実を図るとともに、広域的な取組みを検討する【重点・拡充】 ・学級や講座の情報を広く周知するとともに、団体やサークルの情報提供に努める ・団体やサークルが、自主的・自発的に活動できるよう支援する
地域文化に親しむ学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道遺産めぐりや河村城跡を活用したイベントなど、山北にゆかりのある学習機会を提供する【重点・拡充】 ・「山北のお峯入り」「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」など指定文化財公演を支援する ・文化財ボランティアガイドを育成・活用する
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年に策定した生涯スポーツ推進プランを改訂する【重点・拡充】
自然環境に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における町の自然環境と親しむ教育を充実させ、郷土愛を育む学習を推進する【重点・拡充】 ・ボランティアガイドなどの育成を図るとともに、身近な自然環境などを学習する機会を提供する

2. とともに生きる学習

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
人権尊重学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ちらし、リーフレット等を継続的に作成し配布する【重点・拡充】 ・保護者会・PTA・自治会・教職員・役場職員・企業などを対象とした人権研修会や人権講演会を開催する ・園や学校の人権教育の推進に努め、人権意識の育成を図る
地域の安全学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の防災訓練への参加を促進するとともに、各地域における生徒の役割分担などを明確にし、防災意識の向上に努める【重点・拡充】 ・高齢者や子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識を高める学習を推進する ・登下校のパトロールなど学校・家庭・地域が連携した子どもの安全対策活動を支援する

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
健康づくり学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及び保護者の健康教育の充実を支援する ・健康管理、食育、病気予防などの学習機会や、カウンセリング窓口の充実を支援する ・健康づくり・食育推進団体の育成を図り、やまきた健康スポーツ大会やチャレンジデーなどの健康づくり事業を拡充する
福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人に対する知識を高める学習を推進する ・福祉に関する知識や技術を学ぶ講座などの充実に向けた活動を推進する ・ボランティア養成講座の開催やボランティアグループの活動を支援する
情報学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTにおけるルールやモラルなどを学習する機会を充実する
国際理解学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTを小・中学校のみで活用するのではなく、幼・保・こども園でも活用し外国語教育を推進する【重点・拡充】 ・生涯学習センターにおける、外国語の習得、海外の生活習慣や文化などの学習を推奨する

Ⅲ 学習情報の提供

1. 学習情報の収集と提供

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
学習情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい広報（生涯学習センター通信）やホームページの作成に努める【重点・拡充】 ・広域的な学習情報を収集し、有効な利活用を図る ・県の生涯学習情報システムとのリンクなど、教育ネットワーク整備に寄与する
インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを拡充し、学習情報の効率的配信に努める【重点・拡充】

2. 相談体制の充実

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
学習相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口における体制と、提供できる資料の充実を図る ・インターネットにおける相談窓口を開設するため、ホームページの拡充に努める ・生涯学習支援者の情報収集に努め、相談ネットワークの整備を検討する

IV 学習活動の支援

1. 団体・グループ活動の推進

施策	取り組み・内容等
団体・グループ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体連絡協議会など、生涯学習センターを拠点として活動するさまざまな団体の活動を支援する ・NPO法人を目指す生涯学習団体を支援・育成・活用する
指導者の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学習グループの指導者間の交流による、情報交換や相互活用を推進する ・生涯学習支援者バンク登録者を活用した、学習指導者・ボランティアリーダーなど地域の生涯学習推進者を養成する
人材活用体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習支援者バンク登録者による講座の開設を支援する ・教育ネットワーク等の整備に取り組み、広域的な人材の利活用を図る

2. 交流・協働事業の推進

施策	取り組み・内容等
自然環境を学び、自然とふれる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や動植物とふれあう環境学習を推進する ・「河内川ふれあいビレッジ」や「ひだまりの里」、「中川水源交流の里」などを活用した学習活動を支援する ・森林セラピー事業を活用した健康づくり事業や、ガイドボランティアなどの養成を支援する
都市住民等との交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした交流事業や、それを実施する個人や法人などを支援する ・中川温泉旅館組合やNPO法人などと連携を図り、滞在型プログラムの検討や構築に協力する ・地域の資源を生かした大会や研修、イベントなどを支援し、交流の機会を拡充する ・2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた周知活動や応援活動を推進する
交流を支える人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察員やガイドボランティア団体等の情報を収集・掌握し、人材育成に協力する ・生涯学習支援者バンクの充実を図るため、情報の収集に努める

3. 学習成果の活用

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
学習成果の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・町民文化祭や生涯学習センターフェスティバルを実施するにあたり、実行委員会を組織するなど出演者・出品者の意見を聞き活動が一層充実する機会を設ける【重点・拡充】 ・ライブ・イン山北や青少年健全育成大会など青少年の学習成果の発表の場を提供し、幅広い年齢層の交流の機会を提供する ・健康福祉センターなどと連携を図り、身近な学習成果発表の場を提供する
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ボランティアの活動を充実させるため、相談窓口の拡充に努める ・講演会やイベントにおいて、意思疎通支援者派遣事業（手話通訳）などを利用し、障がいのある人への学習支援に努める

V 学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の有効活用

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等
生涯学習センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターとしての機能を十分に発揮させるため、良好な維持管理に努める【重点・拡充】 ・生涯学習センターを気軽に利用できるよう、申し込み手続きの簡素化を検討する ・図書室の広域利用のほか、他市町村との連携によるイベントの展開など、相互利用の促進を図る
生涯学習施設としての学校の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室、児童クラブのほか生涯学習・文化活動の場としての利用を検討する
生涯学習関連施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設・レクリエーション施設・交流センター・健康福祉センター・スポーツ関連施設などを活用した生涯学習事業を展開する ・地域に埋もれた学習施設となり得る資源を発掘し、事業の展開を検討するとともに、地元や民間との協議を推進する

VI 推進体制の充実

1. 推進組織の充実

施策	取り組み・内容等
生涯学習推進協議会の充実	・町長部局間との連携を図り生涯学習推進協議会を充実させ、官民双方の視点から検討できる体制を整える
庁内生涯学習推進体制の整備	・総合教育会議を年2回程度開催し、主要な施策を協議する【重点・拡充】 ・必要に応じ、山北町事務分掌に関する規則で定める「特別な組織」を編成し、調整力を強化する ・町職員や教職員が係わる、生涯学習に関する研修会の開催を検討する



付属資料

1. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町民等から広く意見を聴き、生涯学習推進プランの策定にあたる。

(組織)

第3条 委員会は、町議会、自治会、生涯学習関係団体、社会福祉関係団体、商・工業関係の代表及び町行政、学識経験者で組織し、町長が委嘱又は任命した20名以内の委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長、各1名を委員の互選により置く。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が召集し、議長となる。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会の生涯学習課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会委員名簿

要綱第3条の区分	所 属	氏 名	備 考
町議会	福祉教育常任委員会	鈴木 登志子	
自治会	連合自治会長会	清 水 明	[委員長]
生涯学習関係団体	文化団体連絡協議会	諸 星 カツ	
	体育協会	加 藤 有 二	
	婦人会連絡協議会	近 藤 千 津 子	
	P T A 連絡会	山 口 徳 一	
	スポーツ推進委員協議会	諸 角 久 美 子	
	青少年指導員協議会	高 橋 純 子	
	文化財保護委員会	茂 木 哲 夫	
社会福祉関係団体	社会福祉協議会	岩 田 芳 明	
	老人クラブ連合会	矢 吹 浩	
	民生委員児童委員協議会	瀬 戸 一 男	
	健康普及員	清 水 真 澄	
商・工業関係	商工会	松 澤 大 輔	
学識経験者	教育委員会	岡 部 達 也	
	教育研究会	米 山 孝	
	社会教育委員会議	小 西 澄 夫	[副委員長]
	社会教育委員会議	清 水 隆	
町行政	副町長	山 崎 佐 俊	
	教育委員会教育長	石 田 浩 二	

3. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会会議の経過

月 日	経 過	備 考
H29. 8. 2	第 1 回策定委員会 ・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 生涯学習推進プラン改訂の概要（案）について	
H29. 9.29	素案①の事前送付【意見収集】	
H29.10.16	第 2 回策定委員会 ・ 生涯学習推進プラン（案①）について	
H29.11.29	素案②の事前送付【意見収集】	
H29.12.15	第 3 回策定委員会 ・ 生涯学習推進プラン（案②）について	
H29.12.26～	パブリックコメントの実施	
H30. 1.12	・ 窓口、町 HP によるパブリックコメント受付	
H30. 2. 1	最終案の事前送付【意見収集】	
H30. 2.16	第 4 回策定委員会 ・ 生涯学習推進プラン（案）について	

4. 山北町生涯学習推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町生涯学習推進協議会の設置、所掌事項、構成、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 社会の急激な変化に対応し、町民主体の生涯学習を推進し、全町的な視点から事業の推進方を検討するため、山北町生涯学習推進協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、生涯学習推進プランに基づき、生涯学習を総合的に推進する。

(委員)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 自治会の代表者
- (2) 生涯学習関係団体の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 商工業関係の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 町行政

3 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を委員の互選により置く。

2 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、生涯学習を総合的に推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 地区生涯学習推進会議

(委員でない者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会の生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月30日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

山北町生涯学習推進プラン【改訂版】

発 行 山北町
発行日 平成 30 年 3 月
編 集 山北町教育委員会生涯学習課
神奈川県足柄上郡山北町山北 1301-4

